

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第45号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の3の次に次の1条を加える。

(税額控除の対象となる寄附金の認定)

第4条の3の2 条例第27条の6第4項の規定による認定は、同項各号に掲げる寄附金を受領するものの申請に基づき行う。

2 前項の申請をしようとするものは、税額控除対象寄附金認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請をしようとするものの定款、規約又はこれらに準じる書類

(2) 申請をしようとするものが法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 寄附金を受けて行おうとする事業に係る事業計画書

(4) 寄附金を受けて行おうとする事業に係る収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第27条の6第4項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、文書により申請者に通知する。

第10条の表(18)及び(19)を次のように改める。

(18) 第4条の3の2第2項に規定する税額控除対象寄附金認定申請書	様式第18号
(19) 削除	

様式第18号及び様式第19号を次のように改める。

様式第18号

税額控除対象寄附金認定申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 ー

京都市市税条例第27条の6第4項の認定を受けたいので、京都市市税条例施行細則第4条の3の2第2項の規定により申請します。	
所得税の寄附金控除の根拠となる法令の条項	<input type="checkbox"/> 所得税法第78条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 所得税法第78条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 所得税法第78条第3項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第41条の18の3
所得税の寄附金控除の対象となる期間	年 月 日から 年 月 日まで
寄附金を受けて行おうとする事業の内容	
上記の寄附金が市民の福祉の増進に寄与する理由	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 所得税の寄附金控除の対象となる期間の欄は、当該期間が定められている場合に記入してください。

様式第19号 削除

附則第10項第2号中「第35条の2の4まで及び第35条の2の6」を「第35条の2の6まで」に改める。

附則第11項各号列記以外の部分中「附則第35条の2の6第7項又は第10項」を「附則第35条の2の6第15項又は第18項」に改め、同項各号中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項及び第11項の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。

(理財局税務部主税課)